

## 北海道地域環境学習講座実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、北海道地域環境学習講座設置要綱第7の規定に基づき、北海道地域環境学習講座（以下「eco－アカデミア」という。）の実施について必要な事項を定める。

### 第2 実施方法

- (1) eco－アカデミアは、地球温暖化対策、循環型社会の形成、自然との共生などの環境保全に関して別に定める講座を、知事がその開催を許可した住民団体や学校、幼稚園など（以下「主催者」という。）が開催するものとする。
- (2) 主催者は、原則として、概ね40人以上の参加者を募集し、公開により1講座に付き2時間程度開催するものとする。ただし、学校、幼稚園等が主催するものについてはその限りではない。

### 第3 開催手続き

- (1) 開催を希望する住民団体等は、「北海道地域環境学習講座開催申請書（第1号様式）」を知事に提出する。
- (2) 知事は、開催申請書を審査し、その可否について開催を希望する住民団体等に通知する。

### 第4 実施報告

主催者は、eco－アカデミアの開催後、速やかに「北海道地域環境学習講座開催結果報告書（第2号様式）」を知事に提出する。

### 第5 その他留意事項

- (1) eco－アカデミアの開催目的が営利活動、宗教活動又は政治活動であるものなど、本事業の目的に適合しない場合は対象外とする。
- (2) eco－アカデミアを屋外において開催する場合などは、主催者の責任において保険等の措置及び適切な管理体制を取るなど、安全に配慮するものとする。
- (3) 道は、開催が効果的に行われるよう、主催者の学習のねらいに応じた講座内容の調整、広報などのコーディネートを行うものとする。

### 第6 事務

この要領の実施に関する事務は、環境生活部環境保全局環境政策課において行う。